

令和3年 第71回定例会

坂井地区広域連合議会会議録

令和3年8月25日開会

令和3年8月25日閉会

坂井地区広域連合議会

令和3年 第71回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和3年8月25日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長招集挨拶	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○副議長の選挙	7
○議案第15号から議案第20号の一括上程、提案理由の説明	9
○一般質問（15番 畑野麻美子議員）	14
○ 〃 （13番 堀田あけみ議員）	21
○議案第15号から議案第20号の質疑、討論、採決	30
○閉議の宣告	33
○広域連合長閉会挨拶	33
○閉会の宣告	34
○署名議員	34

1 第71回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和3年8月25日(水)
午後3時25分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告
- 行政報告

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第15号 令和2年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 8 議案第16号 令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 9 議案第17号 令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 9 議案第18号 令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 10 議案第19号 令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第 11 議案第20号 令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算
(第1号)

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（17名）

1番 三上寛了	2番 近藤哲行	3番 渡辺竜彦
4番 青柳篤始	5番 上坂健司	6番 戸板進
7番 島田俊哉	8番 吉川貞明	9番 佐藤寛治
10番 北浦博憲	11番 東野栄治	12番 伊藤聖一
13番 堀田あけみ	14番 川畑孝治	15番 畑野麻美子
16番 室谷陽一郎	18番 山川知一郎	

3 欠席議員（1名）

17番 田中千賀子

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康 男	副広域連合長 坂 本 憲 男
事務局長 高 田 八千代	事務局次長 水 嶋 雅 江
代表監査員 嶋 屋 昭 則	

5 事務局職員出席者

議会事務局書記 長谷川 浩 幸	議会事務局書記 出 店 理 成
議会事務局書記 奥 出 宇 啓	

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） ただいまより、第71回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。
（午後3時25分）

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（渡辺竜彦） 開会にあたり、広域連合長から招集の挨拶があります。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） 第71回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、公私ともにご多忙のところご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

ところで、今年度も全国的に豪雨に見舞われ、福井県でも大雨や土砂崩れにより河川の氾濫や浸水被害、土砂災害などの被害が発生し、特に静岡県熱海市での豪雨による土砂災害では、20人を超える死者が出るなど甚大な災害となりました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。その熱海市におきまして、災害による死者のうち、約7割が高齢者であることが公表され、高齢者は豪雨災害の被害者になりやすいと指摘されております。

当広域連合といたしましては、豪雨などの自然災害から高齢者を守るためにも、第8期介護保険事業計画に掲げた基本理念に沿って、地域包括ケアの望ましい姿を目指し、行政、医療介護関係者、住民等がともに支え合い、助け合いながら実現できるよう取り組んでまいります。今後も、議員皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ご案内のとおり、本定例会は、令和2年度歳入歳出決算認定に関するもの3議案、令和3年度補正予算に関するもの3議案の計6議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

◇開議の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） 本日の出席議員数は17名です。17番田中千賀子議員より欠席の届出が出ております。よって会議の定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◇諸般の報告◇

○議長（渡辺竜彦） 諸般の報告を長谷川議会事務局主事より行います。長谷川議会事務局主事。

○議会事務局主事（長谷川浩幸） 諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案6件であります。次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めたものは、広域連合長以下5名であります。なお、本日の会議には代表監査委員が出席いたしております。

次に、閉会中の動向についてですけれども、8月18日（水）に開かれました、議会運営委員会におきまして、あわら市選出の室谷議員、北浦議員の2名を議会閉会中のため議会委員会条例第7条第1項但し書きの規定によりまして、議長が議会運営委員に指名したことをご報告いたします。また、議会運営委員長は委員の互選により、室谷議員が委員長に選出されたことを併せてご報告をいたします。以上でございます。

◇行政報告◇

○議長（渡辺竜彦） 次に、広域連合長の行政報告を求めます。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） それでは、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について、令和3年4月から令和3年7月までの4ヶ月間における事業報告を申し上げます。代官山斎苑の利用状況ですが、坂井市三国町で92件、あわら市で102件、準管内で1件、管外で3件の、合計198件となっております。また、霊柩車の使用状況は、坂井市三国町で86件、あわら市で97件、準管内で1件の、合計184件でございます。霊柩車の自宅廻りの利用状況は、坂井市三国町19件、あ

わら市で24件、の合計43件でございます。待合室の活用については、小さなお葬式や、収骨待ちでの食事などに利用してもらえよう、その内容について、ホームページや広報誌へ掲載しております。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。代官山墓地の貸付けにつきましては、今年度より返還された区画についても貸付の対象にいたしました。また、利用できる対象者をあわら市、坂井市に住んでいる人に要件を拡大し、利用者増加に努めております。

次に、さかいクリーンセンターでの受入状況ですが、生し尿が646キロリットル、浄化槽汚泥等が3,009キロリットル、合計3,655キロリットルで、前年度同期と比較しますと、10.8%の減少となりました。肥料の配布状況につきましては、注文に応じ生産しておりますが、配布量は660袋となりました。昨年度と比較し、43袋、7.0%増加しています。なお、運転管理および維持管理の状況につきましては、毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認しています。

介護保険課所管について申し上げます。まず、本年度当初保険料の賦課状況について申し上げます。7月9日に特別徴収、普通徴収合わせて35,440人に納付通知書を発送し、調定額は総額26億8,490万5,040円となっております。本年度の保険給付の状況は、8月支払分までで保険給付費が、35億1,812万円で前年度同月と比較しますと1,290万円、0.4%の増となっております。

次に、主な事業等の実施状況について申し上げます。まず、介護認定、認定調査状況ですが、介護認定調査は、今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、更新認定調査8件については調査ができず期間延長措置を適用しました。その他の調査は、施設や病院のご協力のもと、感染予防を徹底し調査を実施しております。介護認定審査会は、審査委員の方のご尽力により一度も中止することなく開催し、審査判定を行っております。認定結果は早急に申請者へ届け、介護が必要な方が適切に介護サービスを利用できるよう努めております。

次に、介護給付適正化事業についてご報告申し上げます。適正化事業主要5事業と併せて給付適正化支援システム等を活用した積極的な給付実績の分析と評価により、不適切な給付の発見、適正なサービス提供と事業者の育成指導に努めております。ケアマネジメントの適正化につきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためにも、地域でケアマネジメントを担う介護支援専門員には、適切なケアマネジメントが求められ、その役割や資質は、ますます重要性を増しており、当広域連合といたしましても、ケアプランの質の向上を目的に居宅支援事業所等のケアプラン点検に取り組んでおります。現在までに、居宅事業所等10事業所において面談による点検を、5事

業所において書面点検を行いました。さらに、ケアプラン点検と同様に、介護支援専門員の研修にも取り組み、介護支援専門員育成のための研修として、昨年実施できなかったケアマネSAKAIとの合同による研修会を、リモート開催により8月に実施しており、11月には、講演会を中心にリモート研修を行う予定でございます。以上、行政報告とさせていただきます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（渡辺竜彦） 次に、日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。

このたび、あわら市議会の改選により、4名の議員が変わられましたので、会議規則第4条第1項の規定により、議長において議席の一部を変更いたします。変更した議席はお手元に配付のとおりでございます。

○議長（渡辺竜彦） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、畑野麻美子議員、16番、室谷陽一郎議員の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇副議長の選挙◇

○議長（渡辺竜彦） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項、第3項の規定により、指名

推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（渡辺竜彦） お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

○議長（渡辺竜彦） それでは、副議長に堀田あけみ議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、私が指名しました堀田あけみ議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堀田あけみ議員が副議長に当選されました。

○議長（渡辺竜彦） 副議長に当選された堀田あけみ議員が議場にいらっしゃいますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

堀田あけみ議員、副議長当選承諾のあいさつを求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ） ただいま副議長に選任されました、堀田あけみです。

これから皆様のご指導いただきながら職責を全うしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（渡辺竜彦） 堀田議員よろしく申し上げます。

◇議案第15号から議案第20号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第5、提案理由の説明に入ります。

日程第7から日程第12まで、議案6件を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） ただいま上程されました、議案第15号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第20号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）までの6議案について、提案理由を申し上げます。まず、議案第15号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第17号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計をはじめとする各会計の令和2年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第18号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ876万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,973万1千円とするものです。その主なものは、令和2年度一般会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正するものです。

次に、議案第19号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億2,027万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億341万6千円とするものです。その主なものは、令和2年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正、基金に5,657万4千円を積立て、国・県・支払

基金精算返還金等として1億5,321万円を計上するものです。

次に、議案第20号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ67万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ660万3千円とするものです。その主なものは、令和2年度代官山墓地特別会計の決算が確定したことに伴い、前年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てるものです。なお、各会計の決算及び補正予算の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上、議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 高田事務局長

○事務局長（高田八千代） それでは、私から議案第15号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第20号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算第1号までの6議案について、その概要をご説明、申し上げます。

まず、議案第15号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明します。議案書綴りを4枚おめくりいただき、一般会計歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。歳入3億1,820万1,584円、歳出3億1,309万942円、歳入歳出差引額は、511万642円となったものです。次に、16ページをご覧ください。一般会計の実質収支に関する調書です。歳入歳出総額及び差引額につきましては、ただいまご説明、申し上げたとおりです。区分4の翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の511万1千円となります。次の17、18ページの財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、議案第16号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。介護保険特別会計歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。歳入117億3,986万3,850円、歳出114億9,462万4,551円、歳入歳出差引額は2億4,523万9,299円となったものです。次に、23ページをご覧ください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書です。歳入歳出総額及び差引額につきましては、ただいまご説明、申し上げたとおりです。区分4の翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の2億4,523万

9千円となります。次の24ページ、財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、議案第17号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。代官山墓地特別会計歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。歳入285万4,026円、歳出218万2,767円、歳入歳出差引額は、67万1,259円となったものです。次に、6ページをご覧ください。代官山墓地特別会計の実質収支に関する調書です。歳入歳出総額及び差引額につきましては、ただいまご説明、申し上げたとおりです。区分4の翌年度に繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の67万1千円となります。次の7ページ、財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、議案第18号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第2号についてご説明します。一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ876万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,973万1千円とするものです。次に、6ページをご覧ください。事項別明細書の歳入ですが、第1款分担金及び負担金を482万円減額、第7款繰越金を511万1千円追加、第8款諸収入847万6千円を追加するものです。これにつきましては、前年度決算による繰越金を各構成市へ返還せず、令和3年度の分担金及び負担金に財源充当するものです。次に、7ページをご覧ください。事項別明細書の歳出ですが、第3款民生費は繰出金で低所得者保険料軽減負担金分868万円を追加、第5款基金積立金は霊柩車購入基金積立金8万7千円を計上しております。

次に、議案第19号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明します。介護保険特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、2億2,027万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億341万6千円とするものです。次に、6ページをご覧ください。事項別明細書の歳入ですが、第2款分担金及び負担金では、繰越金から財源更正のため4,430万5千円を減額、第4款国庫支出金では、認知症グループホーム等防災改修等支援事業交付金594万円、保険者機能強化推進交付金258万円、介護保険保険者努力支援交付金193万5千円をそれぞれ追加し、第7款財産収入では、基金利子1万3千円を計上、第9款繰入金では、一般会計からの繰入金を868万円追加、第10款繰越金では前年度決算確定による2億4,524万円、第11款諸収入の雑入は、地域介護・福祉空間整備等補助金返還金18万6千円を計上しております。次に、9ページをご覧ください。事項別明細書の歳出ですが、第1款総務費では、地域密着型サービス事業者公募に係る審査委員謝礼3万円、地域介護・福祉空間整備等事業補助金594万

円、保健福祉事業構成市委託料452万1千円をそれぞれ追加し、第4款基金積立金では介護保険財政調整基金積立金5,487万円、介護福祉推進基金積立金170万4千円を計上しております。次に、10ページをご覧ください。第5款諸支出金では国庫、県、支払基金への返還金1億5,321万円を計上しております。

次に、議案第20号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算第1号についてご説明します。代官山墓地特別会計補正予算書、1ページをご覧ください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ67万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ660万3千円とするものです。次に、6ページをご覧ください。事項別明細書の歳入ですが、第4款繰越金では、令和2年度からの繰越金67万2千円を計上しております。一方、7ページの歳出では、第2款諸支出金として、歳入と同額の67万2千円を代官山墓地基金に積み立てるものです。以上、議案第15号から議案第20号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺竜彦） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

○議長（渡辺竜彦） 上程議案第15号から第17号に関し、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 嶋屋昭則代表監査委員

○代表監査委員（嶋屋昭則） 議長のご指名をいただきましたので監査委員を代表いたしまして、令和2年度坂井地区広域連合各会計の決算審査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本審査は、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づきまして、坂井地区広域連合長から審査に付されました令和2年度坂井地区広域連合一般会計、介護保険特別会計、代官山墓地特別会計における歳入歳出決算書及び決算附属書類、並びに財産に関する調書、また、基金の運用状況に関する調書等について、令和3年7月14日に、東野監査委員と審査を行いました。審査に当たりましては、高田事務局長をはじめ、関係担当職員から詳細な内容を聴取するとともに、関係書類を慎重に審査いたしました。その結果、一般会計と2特別会計の決算につきましては、それぞれ決算書類及び関係調書等、いずれも関係法令等に基づき作成されており、各会計とも係数は正

確であることを認めました。また、事業執行に当たってはどの部署においてもよく検討され、創意工夫され、実施されていたところでございます。

それでは、決算の概要について申し上げます。まず、収支の状況ですが、お手元の各会計決算審査意見書の3ページ第3表をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、3億1,820万2千円、歳出決算額は3億1,309万1千円で、形式収支は511万1千円となっております。前年度と比較して、歳入が17.0%、歳出が20.7%のそれぞれ増となっております。意見書の4ページ第5表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が82.4%で10.6%の増、依存財源が17.6%で60.7%の増となっております。依存財源の増につきましては、低所得者保険料軽減負担が年間をとおして実施されたことに伴い国や県の負担額が増えたことによるものです。主な事業につきましては、情報管理費で団体内統合宛名システムの再構築を行っており、環境衛生費では、代官山斎苑の火炉台車耐火物取替等工事を行い施設の維持に努めております。また、し尿処理費では、令和元年度より繰り越したし尿等収集運搬新体制計画案審議等支援業務が完了し、収集車両の減車やし尿収集の委託制などについて令和3年2月5日に連合長へ答申を行っております。次に、意見書の6ページ第8表をご覧ください。介護保険特別会計の歳入決算額は、117億3,986万3千円、歳出決算額は114億9,462万4千円で、形式収支は2億4,523万9千円となっております。前年度と比較して、歳入がわずかに減となり、歳出も0.1%の減となっております。意見書の8ページ第10表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が38.8%で0.6%の減、依存財源が61.2%で0.4%の増となっております。主な事業につきましては、第1号被保険者保険料の賦課徴収について、収入未済額が4,283万円で、未納額率は1.6%、また、不納欠損額は1,844万4千円で前年度と比較すると、230万1千円の減となり、徴収事務に努力は見られますが、引き続き適正な徴収の取り組みをお願いするものであります。介護給付費の適正化については、介護給付適正化システムの活用により、国保連への医療情報と突合し、不当なサービス請求を把握しながら指導が実施されていたところであります。介護保険サービス給付費については、前年度と比較して0.3%の増で、第7期介護保険事業計画値に対しては、99.6%、予算額に対しては98.2%の執行率でありましたが、サービスの内容を精査し、適切なサービス提供に努めていただきたいと思います。次に、意見書の10ページ第13表をご覧ください。代官山墓地特別会計の歳入決算額は、285万4千円、歳出決算額は218万3千円で、形式収支は67万1千円となっております。前年度と比較して、歳入が25.5%、歳出が42.0%のそれぞれ減となっており、性質別歳入決算額の構成

比率は自主財源が100%となっております。墓地の貸付については、令和元年度が3区画であったのに対し、令和2年度は13区画の貸付を行い、204万2千円、278.6%の増となっております。近年、墓地の貸付区画数が当初見込みより少なく、代官山墓地基金から繰り入れを行う傾向にあります。墓地の貸付促進に務めていただきたいと思います。次に、基金の状況ですが、意見書の3ページ第2表をご覧ください。一般会計に2つの基金、特別会計に3つの基金があり、それぞれの基金の令和2年度末残高は、廃棄物処理施設整備基金が988万3千円、霊柩車購入基金が2,043万8千円、介護保険財政調整基金が5億6,744万2千円、介護福祉推進基金1,513万1千円、代官山墓地基金が1,452万7千円で、5つの基金の合計は6億2,742万1千円となっております。基金は、将来の施設整備や維持補修など健全な行財政運営上、重要な役割を担うものであります。設置目的に沿った積立と効率的な運用を心がけ、一層の有効活用につとめていただきたいと思います。各会計執行の状況及びこれに対する意見につきましては、既に連合長宛てに提出いたしました決算審査意見書に述べたとおりであります。皆様方にはお手元にご配布申し上げてございますので、ご高覧いただきたいと思います。これからも、広域行政での取り組みが地域住民の福祉の向上、加えて業務の効率化、経費の節減に寄与されることを期待いたして、決算審査の報告といたします。

○議長（渡辺竜彦）　ここで、代表監査委員の退席を許可します。

嶋屋代表監査委員、お疲れ様でした。

◇一般質問◇

○議長（渡辺竜彦）　次に、日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、15番、畑野麻美子議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦）　15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子議員）　15番畑野麻美子です。通告に従いまして2点、地域包括支援センターの処遇困難ケースの改善に向けて構成市との連携を密にし、包括支援センターの職員体制の強化を図ること。2点目、介護保険料滞納者に対して、暮らしぶり

や状況把握をすること。7月19日に行われました、坂井地区広域連合地域包括支援センター運営協議会において、あわら、三国、丸岡、春江、坂井の令和2年度地域包括支援センターの運営状況の報告がありました。その中で、処遇困難ケースが記載されています。その状況を見ると地域包括支援センターの必要性がますます重要になっていることを痛感しました。処遇困難ケースの中の1つに、身寄りがなく、年金も少なく、介護保険料を滞納し介護保険サービスを利用できないため、施設入所先が見つからない独居高齢者とありました。高齢者の介護保険料は年金から天引きされますが、年金額が年18万円未満の場合は自分で納めます。滞納してしまうのは、こうした低年金者、いわゆる弱い立場の方が大半を占めるのではないのでしょうか。滞納者の暮らしぶりや状況把握が必要です。滞納した場合、滞納処分を実施している自治体は、県内17自治体のうち6自治体です。坂井地区広域連合では、保険料を滞納すると、差し押さえなどの滞納処分と保険給付の制限、介護サービスを利用するとき、サービス費用の全額を一時的に自己負担することになっています。そのような余裕があれば滞納することはないと考えられます。越前市では、滞納処分などを実施していても、面談などで本人の背景確認をしています。

そこでお尋ねします。1点目、令和2年度の介護保険料の滞納者数、差し押さえ決定人数、差し押さえ総額、そして何を差し押さえたのでしょうか。また、保険給付の制限件数は。2点目、滞納者の自宅訪問をし、暮らしぶりや本人の状況把握をすべきです。3点目、生活が困窮している事例などについては、構成市との連携を密にすること。坂井市では今年度より、重層的支援体制で、断らない相談など、他機関連携がとられています。あわら市においても、役所内でのそれぞれの所管の連携が確立しているのでしょうか。先ほどのケースは生活保護への移行も考えられます。4点目、高齢者のよりどころとなる地域包括支援センターの職員体制の強化を求めます。以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 畑野議員のご質問にお答えします。

1点目の令和2年度の介護保険料の滞納者数、差し押さえ決定人数、差し押さえ総額、何を差し押さえたのか。また、保険給付の制限件数についてのご質問にお答えします。令和2年度の介護保険料の滞納者数は、令和2年度末で604人、滞納者率は1.7%

です。その内、差し押さえを決定した人は一人で、受給されている年金の一部を差し押さえました。令和3年4月からの差し押さえ開始であることから、令和2年度の差し押さえた金額はありません。また、保険給付制限を決定した人は、31人です。給付制限には、介護サービス費を10割支払い後、申請することにより9割が給付される償還払いや、未納期間や納付期間の金額等により制限期間が決められ、自己負担額が1割から3割となる、自己負担額の引き上げがあります。令和2年度につきましては、その内、10人は、滞納保険料の完納または分納誓約により解除となっている状況です。

2点目の滞納者の自宅訪問をし、暮らしぶりや本人の状況把握をすべきについてのご質問にお答えします。介護保険料は、本人の所得や世帯の課税状況により、毎年算定されます。前年の所得が著しく減った場合は、介護保険料は少なくなり、支払い能力を考慮した、公平な介護保険料が算定されるようになっております。しかしながら、納付期限が過ぎても納付がない場合は、督促状や催告書を送付し、納付を促しております。また、何らかの事情により、支払い能力が低下した場合は、本人と相談の上、分納誓約書を作成し、能力に応じた支払いを行います。その際には、適正な分納金額を算出するため、本人の生活状況を把握し、調書を作成しております。今後は、滞納者の状況に応じ、適正な収納につなげられるよう、滞納者の自宅を訪問することも考えてまいります。

3点目の生活が困窮している事例などについては、構成市との連携を密にすることについてのご質問にお答えします。広域連合としましては、生活に困窮して、介護保険料を納めることができない人には、まず、納付相談を行っています。その際には、市税の滞納状況なども把握するため、構成市と連携をとっています。また、必要に応じて、構成市が行っている自立相談支援事業や重層的支援体制整備事業につなげ、解決に向けた支援を行っています。

4点目の高齢者のよりどころとなる地域包括支援センター職員体制の強化を求めるについてのご質問にお答えします。

坂井地区の地域包括支援センターは、地域の実情に応じて、圏域を設定し、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、市町村施策との一体性を保ちながら運営していくことが求められるため、構成市に委託しております。

あわら市は、あわら市健康長寿課内に設置、坂井市におきましては、各圏域ごとに民間委託し、今年度から開始された重層的支援体制整備事業として取り組んでいます。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置することが必要です。さらに、第1号被保険者数がおおむね3,000人～6,000人ごとに、最低限それぞれ各1人を専従で配置することとなっており、坂井地区の地域包括支援センターにおきましても、基準を守り運営しております。昨今、各地域包括支援センターに

相談される内容も多様化し、相談件数も増え、職員一人当たりの業務量も増えていると認識しております。また、地域包括支援センターの職員体制は、構成市の運営方針となりますが、超高齢化社会の到来を考えますと、人員や体制強化に加え、地域包括ケアシステムの中で、支援が必要な方を早期に発見し、解決していくような仕組みづくりを構築していくことも重要と考えます。なお、センターが適切、公正、かつ中立的な運営の確保を目指すため、坂井地区広域連合地域包括支援センター運営協議会を設置しており、年2回、協議会を開催しております。今後、その中でも地域包括支援センターの機能強化について、協議を重ねていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子議員） 1点目ですけれども、私、2016年と2017年に同じような質問をしました。滞納者差し押さえの件なんですけれども、その時に比べますと、随分配慮されているのではないかと思います。全協の時も滞納者に対する1点目のところは0というところで、2点目のところについては取り扱っていないということで、随分配慮があるのかなと思いました。それでも、滞納者数が604人。604人の方が滞納しているということで大変な人数だなと思います。この方々ですけれども、年金が18万円未満という人は、年間18万円ですと、月1万5千円。そういう人たちが滞納しているのではないかなと思います。介護保険料と言うのは、生活保護を受けている人も払わなければならないんですよね。その枠の中に入らないかなと思うのですが、だいたい調べたところによると、1,860円ですが、1ヵ月。年間にすると22,320円だったかなと思うんですけど、そのお金が納められない人たちではないかなと思ってますけど、こういう方たちは今のところは滞納していても介護サービスは受けれてますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 畑野議員さんの質問にお答えさせていただきます。介護保険料につきましては、先ほど、連合長からの説明の通り、所得に応じて、本人、世帯の課税状況に応じて算出されることになっておりますので、その方の収入、所得の状況に

応じて設定されております。ですので、介護保険料を納められるように設定はさせて頂いております。なお、滞納によりまして、こういった低所得の方が介護サービスを受けられないような給付制限を受けているのではないかという質問に関してなんですが、そういった方に関しての今こちらに手元に資料がないんですけれども、把握している中で説明させていただきますと、給付制限を行うことによりまして、介護サービスが受けられないような方、何かの理由につけて生活が困窮されている方につきましては支援事業の方に相談を促すとかそういったことをさせて頂いております。なお、サービスを利用する方に関しましては、ケアマネジャーさんがケアプランを立てる事になっておりますので、そういったケアプランの中で必要最低限な給付制限が行われても受けられるようなサービスについて、ケアプランを立てていただけるように考慮していただいているものと認識しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子議員） 滞納していても介護サービスが受けれるような仕組みをしっかりと作っていただきたいと思いますが、先ほどの処遇困難ケースですけど、身寄りがなく年金も少なく介護保険料を滞納し、介護保険サービスを利用できないため施設入所先が見つからないというのは今話を聞きますと、決して困難なケースではないのかなという風に思います。この方ね介護保険料滞納してますけど、今ちょっとあわら市さんの方に聞きましたら、この人は入院されたということですけども、入院される前はやはりそれなりの施設、例えば雲雀ヶ丘寮など、空いていればですけども入所できますし、また生活保護という方法も取れますしこれが困難ケースだと上がってくると残念やなという風に思いましたので、こういうことが無いようにきちんと制度で守れることがありますので、こういうことが無いようにしていただきたいなと思います。そして、滞納者の自宅訪問ですけど、2016年の時も自宅訪問をしてくださいと言いましたら、個別訪問はしないという答弁でしたけど、今連合長の答弁では、自宅訪問もしていきたいとおっしゃられましたので、ぜひやっていただきたいと思います。越前市などは年に1度ですけども、自宅訪問や面談をするとほとんどみなさん払ってくれる、と言われました。あと、忘れていたりなどする方もいらっしゃいますし、会って話をすると支払いますと分かってくれるとのことで、すのでやはり自宅訪問は大事ですし、本人の顔を見て本人の暮らしぶりや状況を把握すべきだという風に思いますけど、今後自宅訪問をやる方向でしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 今ほどの畑野議員さんの質問ですが、先ほども連合長の方の回答にあげさせていただいた通り、今年度におきましては、いろんなケースを考慮しまして自宅訪問を一度行ってみようという風に検討中でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子議員） ぜひやっていただきたいなと思います。坂井地区の、高齢者の状況がよく分かると思いますのでぜひお願いします。それとこの困難ケースですけど、本当にいろんな方がいらっちゃって、地域包括支援センターの人は大変だという風に思いました。坂井市なんかは基幹がありましたけど、今は無くなりましたけれども、それでも挙げられないほどたくさんあります。簡単にも言えないんですけども、認知症とか精神疾患とかゴミ屋敷とか近隣のトラブルとか家族が無関心とか本当に大変な事例、ケースが、これに本当に対応していると地域包括支援センターの人は本当に大変だなと思います。これらを本当に重層的支援体制で坂井市なんかはいろんな会議を開いていると思うんですけど、ぜひそういうところと連携をして解決をしていていただきたいなという風に思っていますけどいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 畑野議員さんの今のご意見なんですけども、その困窮にかかわるかと思いますが、昨年度よりコロナ減免の制度が始まりまして、これに関しましては介護保険料が減免する制度があります。介護保険料に伴いますと必ず医療保険料の方も払っていただいていますので、国民健康保険料あるいは後期高齢保険料あるいはその他何かのことでコロナ減免に関するものがあつた場合そういう方を想定しまして、各構成市と連携してお互いこういった方がいるのでというような連絡は取るようにします。これからも引き続きそのように構成市と連携をとっていきたいと考えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） あわら市では重層的というのはやってませんが、福祉課とか健康長寿課とか子育て支援課とか隣接しておりまして、随時必要に応じて協力してやっておりますので今後大きい問題もですね、そういうことは地域包括支援センターだけの問題ではなくてですね、関係課としっかりと連携をしてスムーズに解決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、 畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子議員） 本当に多機関でね、相談をしっかりと検討して解決に向けて行っていただきたいなと思います。あわら市の場合にはあわら市役所の中で連携がとりやすいという体制ではないかなと、坂井市になりますと大変広がりますし、いろんなところとの連携がねこの重層的支援体制事業でやっていかなければならないかなと思いますけど、ぜひ困難ケース解決に向けた、いい対策が取れるようにしていただきたいと思います。

4番ですけれども、この地域包括支援センターっていうのは、ケアマネジメント、ケアマネさんの相談にも乗ってるんですね。そうしますと、さらに相談が増えますし、このケアマネさんに同行訪問もしてますので、もうほんとにいろんな仕事が増えるのではないかなと思います。大雪の時なんかは、地域包括支援センターに屋根の雪を下ろしに来てくださって言われて、あの酷い雪の中、包括支援センターの人が屋根の雪下ろしにも行かれました。私も高齢者が困ったことがあるとすぐに地域包括支援センターに言ってくださいって言って、すぐに紹介してしまうんですけど、なんでも高齢者のことで困ったことがあったら地域包括支援センターって思いますのでセンターの方は夜でも訪問してらっしゃるのを見かけたことがあります。お昼いなくて、夜訪問してますって言われている方もいらっしゃいましたので、ぜひとも地域包括支援センターの職員、基準は満たしていると言っても、ぜひ委託料も増やしていただいてセンターの職員の強化を図っていただきたいと思いますが更に答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局長次長

○事務局次長（水嶋雅江） 今回の畑野議員さんのご意見ありがとうございます。こちらの方に、事務局の方に入ってきている声といたしましても、やはりケアマネジャーさん、地域包括支援センターの相談員さんは大変なご苦労をしているというのを耳に入っております。そういうことも考慮しながら今第8期介護保険事業計画を進めていく中で地域包括ケアシステムの強化、その中で地域での見守りといったものを強化できる体制づくりはどういったものが必要か、どういったものを構築するべきかというものを考えながら第8期介護保険事業計画を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子議員） 包括支援センターの職員さんが本当に大変な問題をいっぱい抱えてますけどもそれが、生きがいというとおかしいですけども、それを感じ取れるぐらいのゆとりある体制でやっていって欲しいなと思いますので、どうぞその点よろしく願いしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（渡辺竜彦） ここで換気のため暫時休憩といたします。

再開はあの時計で4時35分に再開といたします。

○議長（渡辺竜彦） 会議を再開いたします。

通告順に従い、13番、堀田あけみ議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ議員） 13番、堀田あけみ。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。フレイル事業について事業効果を検証して進めているものと踏まえまして質問させていただきます。平成29年度から当地区をモデル地区として、フレイル事業が開始され約3年になります。平成30年度か

ら保険者機能強化推進交付金、令和2年度から介護保険保険者努力支援交付金が交付される事になりました。これは、どのようなものに使うのでしょうか。

次に、フレイルサポーターを養成して令和2年9月現在で94名となっています。私もフレイルサポーターとして参加していますが、いろいろな課題、例えば、時間が長いとか、参加者が同じ等のマンネリ化の課題がみえてきています。また、検査するだけでなくフレイルチェック後の個人個人の指導が必要と思われます。このコロナ禍で、引きこもりも増え、その把握が必要になってきます。次にフレイルの3本柱の一つに社会参加があります。フレイルサポーターを介護人材として育成し、広げる事は今後求められると思います。

そこでお尋ねいたします。保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金はどのようなものに使うのか、具体的な答弁を求めます。2番、引きこもりの把握と対策は考えていますか。3番、フレイル事業のマンネリ化対策は考えていますか。4番、フレイルチェック後のリハビリへ継ぐ指導が必要と思われます。5番、社会参加の一つとしてフレイルサポーターを介護人材としての育成は考えているのでしょうか。以上、ご答弁お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 堀田議員のご質問にお答えします。

1点目の保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金は、どのようなものに使うのかについてのご質問にお答えします。まず、保険者機能強化推進交付金は、平成30年度に各市町村が行う自立支援重度化防止の取組を支援するため創設された交付金です。高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防に資するものとして活用するものとされており、フレイル予防事業、さらに、あわら市では、認知症診断機器の購入、坂井市では、健康づくり応援アプリ構築事業に活用しております。

次に、介護保険保険者努力支援交付金は、令和2年度に介護予防、健康づくり等に資する取組を支援するため創設された交付金です。介護予防事業、構成市が行っている通いの場等に活用できます。令和2年度は、国からの内示時期が遅かったことと、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況での有効性等を考え、事業実施には至らず、全て、広域連合の介護保険財政調整基金に積み立てたところとす。今後、交付金を活用してどのような事業を実施していくことが有効か、構成市と十分、協議していきたいと

考えております。

2点目のひきこもりの把握と対策は考えていますかについてのご質問にお答えします。さまざまな要因があるひきこもりは、その実態を把握することは、大変難しいとされており、広域連合においても実態調査等は行っておりません。しかしながら、現在のコロナ禍において、外出頻度の減少により、筋力が落ち、閉じこもりやひきこもりが増えているのではないかと考えられます。フレイルチェックへの参加者数の推移を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度と比べて、令和2年度の参加者数は少なくなっている状況です。また、東京大学が行っている全国のフレイルチェックの実施状況を見ますと、外出頻度の減少や身体機能の衰えを感じる人が増えているとの報告を受けています。今後は、構成市と連携し、ひきこもりの実態把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種状況等を考慮しながら、より多くの人にフレイルチェックに参加いただけるよう、周知や開催方法の検討を考えてまいります。

3点目のフレイル事業のマンネリ化対策は考えていますかについてのご質問にお答えします。今年6月、フレイルサポーターに対し、フレイル予防事業に対する意識調査を実施しました。調査結果には、サポーター自身がマンネリ化を感じていることやもっとたくさんの人にフレイル予防を知ってもらいたい、自分自身の健康づくりのために参加している等、意見がありました。今後は、フレイルチェックの実践だけではなく、よりよい事業運営に向けて、フレイル予防事業の企画・運営に携わっていただけるサポーターを募集するなどし、サポーターと一緒にフレイル事業を進めていきたいと考えております。

4点目のフレイルチェック後のリハビリへ継ぐ指導が必要と思われまますについてのご質問にお答えします。フレイルチェックを行う中で、東京大学の作成した基準を下回る結果が出た人については、気を付けるべきポイント等をフレイルサポーターやフレイルトレーナーが説明したり、構成市が行っている健康教室等への参加を促しています。今後は、フレイルトレーナーがリハビリ等の必要があると判断した場合、リハビリを行っているデイサービス等の関係機関につなげるよう、構成市と協力しながら行ってまいります。

5点目の社会参加の1つとして、フレイルサポーターを介護人材としての育成は考えていますかについてのご質問にお答えします。介護分野における人材の確保は、喫緊の課題のひとつとされており、坂井地区の介護事業所におきましても切実な課題となっております。今年6月に実施したフレイルサポーターへの意識調査結果により、回答のあったサポーターのうち約7割の人が、フレイル以外のボランティア等に参加している状

況でした。介護分野への就労に関心のあるサポーターに、坂井地区広域連合が毎年行っている、介護のお仕事入門研修などを紹介し、介護人材としての育成へとつなげてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ議員） 1番目の再質問をさせていただきます。保険者機能強化推進交付金というのはまさしく支援事業、フレイル事業に使うものであるということ、介護保険の努力支援交付金これは2年度におきましては内示が遅かったということ、事業としては何もしていないという風な理解でよいのかなと思うのですが、この事業、努力支援交付金というのは予防健康づくりに特化した事業に充てるといったようなことをちょっと聞いていますが、それに対して特化した事業はどのような事業を考えておられるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局長次長

○事務局次長（水嶋雅江） 介護保険保険者努力支援交付金になりますが、この交付金の取り組みに関しましては地域支援事業を充実して行う高齢者の介護予防、健康づくりに必要な取り組みとされており、地域支援事業の介護予防、日常生活支援事業、包括的支援事業などに係る取り組みとなっており、様々な事業が対象となります。例えば、ケアマネ支援会議事業や地域リハビリテーション活動支援事業、認知症総合支援事業などにも活用できます。令和3年度の取り組みなんですが、広域連合としては、フレイル予防事業の中のフレイルサポータースキルアップ研修、構成市、県との連絡に関する部分に関しまして、あわら市におきましては、フレイル予防事業、坂井市は、見守り介護ロボット事業を実施すると聞いております。構成市の課題や地域性に応じまして、事業を実施し充実した取り組みとなりますので地域支援事業同様、構成市へ委託して取り組んでいるところです。今後、3年度の事業につきましては事業の進捗状況を構成市により教えていただきながら、対象の事業さらに次年度の事業等の協議に繋げていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ議員） またこの事業も構成市に委託するということでもあります。先ほどお答えの中にもありましたがほんとに有意義に交付金を使うためにも経過、成果をきちっと進捗状況とかを把握して、またそれなりの新しい事業に向けて努めて行っていただきたいと思います。必ず検証をしていただきたいと思います。

次に、市長の方からも引きこもりということ把握するのは中々大変なことだと思います。中々見つけにくいことだと思います。でもこのフレイルの効果の一つとして健康維持そして引きこもりの発見などがあると思います。その上コロナ禍の影響でいろんな事業が中止になり、またこれは今後もこういう状態が続くと思います。その中で成果報告書でありました、自宅でできるフレイル予防としてケーブルテレビで配信を行った、これに対しての検証はなされているのでしょうか。また、引きこもりに対しての構成市からの相談っていうのもなにも無かったのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局長次長

○事務局次長（水嶋雅江） 堀田議員さんの今おっしゃった通り、令和2年度におきましては2年度当初よりコロナ感染症、新型コロナウイルス感染症が流行しておりまして、まず事業自体なにもできない状況でありました。その中で構成市さんからケーブルテレビ等でそういった取り組みをしたいというお声をいただきまして、こちらの担当職員ではこんなことがいいんじゃないかというアドバイスのことを伝えるために協力して事業に取り組んだところです。その検証というのはちょっと行ってないんですけども、何人かからはケーブルテレビを見て行ったという声は聞いております。あと、引きこもりなんですけれども、たしかに引きこもりに関しましてはこちらでは把握できる状況ではありません。ただ、こういった引きこもりへの対策としましてやはり地域包括ケアシステムの中で地域での見守り、そういった地域での助け合い、これは介護保険事業だけに限定するものではないんですけども、そういった地域の強化を図っていくためにも今後高齢者の虚弱予防、体力の衰え予防の観点から引きこもりの把握や対策も一つの要素として介護保険事業計画の中で捉えてまずはフレイル予防事業の周知、開催方法の検討、そういったものから取り組んで幅広い方にフレイル予防事業の実施、効果について知っ

ていただきたいなと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 答弁では今年度のフレイル予防事業の先ほどの説明のとおりでありますけど、現実はどうなっているのかということですけど、やはりコロナ禍の中で実際に自宅へ行くとか集めてやるというのはほとんどできておりません。ですから、コロナが収束しなければ中々できないのが現状でありますのでその辺は認識いただきたいと思います。やるって言っていたのになんもやってないんじゃないかということではないです。それとですね、私自身は先だっているような高齢者施設とか福祉施設とかいくつか回りましたが、やっぱり施設でもですね、やっぱり中々集めていろんなことをやりたいんだけどできないという意見がございました。そうした中でリモートで自宅でもできるようなことの仕組みをできないかという話はございました。ご存知のようにあわら市では今後可能かもわからないのでどういうやり方がいいのかというのをですね、広域連合や構成市だけが考えるものではなくてですね、そういう介護事業者などからですね斬新なアイデアをいただければ、それにこういう交付金とか使えるようなということを前向きに考えていかないと現状の中ウィズコロナの中では中々事業ができないのが現状だと思っていますのでその認識をしていただきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ議員） はい、よくわかりました。確かに、民生委員にしても地域の中でいままでは当たり前に行っていたことが中々訪問ができないということが現状です。だからその中で、予防しながらフレイルの中で集まっているいろんなことをやる、その一つとしてケーブルテレビとかそういうのを利用したのではないかと思います。ただ、高齢者の方は中々そういう機会を使っただけの参加というのは得手ではないと思いますのでそのところはこれからの課題だと思いますので、ほんとにこれこそ地域包括ケアシステムの強化が力を出すところではないかと思います。

次に3番目のマンネリ化なんですけど、成果とか課題の中でを見ますとフレイルの会場というのがほぼ、固定されているように思います。この場合だと来れる人は毎回来てい

るんでしょうけどそこに来れない人は来れない。その来れない人の対策として例えばアウトリーチとか考えているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） まず、フレイル予防事業のアウトリーチ的な考えなんですけれども、こちらもそういったことはちょっと考えてできない状況となっております。ただ、先ほど堀田議員さんの意見の中にもありました通り、フレイル予防事業の意識調査の方を行ってござりましてその中の意見を基にそこからさらなるフレイル予防事業の発展、企画、運営に携わって行ける方を探してサポーターを募集するなどして今後、それぞれの地区のフレイル予防事業の特性を生かしながら進めていきたいと考えております。まずは近くにいる方のお声がけ等に関しまして、サポーターさんのご協力を得たいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ議員） 今地域では、サロンっていうのが結構開いてるんですね。このコロナ禍の中でも意外とサロンってやってるんですね。ただ、人数的には10名前後くらいでやっているところが多いんですね。例えば、サロンでフレイルチェックを行うとか。但し、その会場って小さいんです。だから大きい会場でフレイルの機械を持ってってそういうことを全部するかっていうとそれはできない可能性があるんですが、その中でもできるようなものだけをやるっていうことはどうなんでしょう。フレイルチェック全部をしなければだめだっていう、ほんと言うと項目全部をするのがいいんだと思うんですけど、今このような状態の中でそういう風に臨機応変に考えるということはいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） フレイル予防事業のフレイルチェックに関しましては、そ

それぞれの検査結果のデータを東京大学の方にデータとして構成市から送っていただいている状況です。ですので先ほど堀田議員さんがおっしゃった通りやはりすべて行って初めてフレイル予防事業となっております。ただ、こういった中でフレイルサポーターさんからのご意見等を考慮しながら介護予防という観点からフレイル予防事業にはならないかもしれないんですが、介護予防という観点からまた新たなフレイル予防事業として何かできないかこれから考えていきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ議員） ぜひ、そうしていただきたいと思えます。サロンにはくるんですが、会場までは行かれないという声も聞いておりますので。毎回チェックの検査を行っております。確かに前回との比較はできるんですが、前回より先ほどの答弁にもありましたが下がったとか標準に達してないときそれに対しての指導というのは実際、私がフレイルサポーターとしてそこに現場にいるんですが、私たちはそういう専門的なことはちょっと言えないんですね。それで本当は全体的なことを言うのではなくて、個人個人の方にはあなたはこうだからという指導が行えると一番いいんですけど、そういう意味でも専門職のプログラムですね、その中に提供して改善していくことは必要だと思いますが、いかがでしょうか。それをすることで、チェックして次の回が上がった下がっただけではなくて、維持していくとか、下がらないようにするためにはどうしたらいいだろうか、というところまでやるのが本当の意味でのフレイル予防になるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（渡辺竜彦） ここで会議を延長いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局長次長

○事務局次長（水嶋雅江） 今ほどの堀田議員さんのご意見なんですけどフレイル予防事業の中の健康チェックにおきまして、結果的にフレイルに近い方そういった方の指導に関しましては、今後またフレイルトレーナーさんという方がいらっしゃいます。そのフレイルトレーナーさんは、専門のリハビリの方に来ていただいておりますので、そう

いう方のご意見を取り入れて今後検討にまた繋げていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ議員） リハビリの方に繋ぐとお答えいただいたのでぜひ、そのようにしていただきたいと思っております。次、5番目の介護離職が増えておりまして、社会全体の問題となっております。さらにこのコロナ禍で離職は増々増え深刻な介護人材不足となっております。これはもう言うまでもなく肌で感じているところでございます。また、このフレイルサポーターの方は凄い元気な方がものすごく多いので就労支援としても社会参加の一つとしてもこのサポーターのボランティア育成に繋げる仕組みは入門研修というのがあるという風に聞いておりますが、これを本当に周知していない方が多いのではないかと思いますので、何名ぐらい研修に参加しているのか、もっと周知すべきではないかと思っておりますがどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局長次長

○事務局次長（水嶋雅江） 介護のお仕事入門研修に関しましては、各構成市の広報紙、広域連合のホームページ等に載せております。今ほどのご意見の通りまた、フレイルサポーターさんへの周知も合わせてサポーターさんから他の一般の市民の方に周知していただけるように、またお話を繋げていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 先ほど申しましたけれども、福祉施設や介護施設を回ったときにですね、離職される方がですね、そういう事業所に職を求めてくる方がいるらしいですね。結構いるらしいですね。そういう事業所がどうするかというと、半年ぐらいずっと見ていて良ければ資格を取らせて正規職員にするというような動きが今ちょっとある。みんながみんなとは言いませんけど、そういうところがありましたのでサポータ

一さんから言ってもらってもいいですし、そういう一般の市民の方がコロナ禍において職を求めてという中で介護人材や福祉施設の人材がちょっと今増えているようなものが一例であるということだけご報告申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、堀田あけみ議員

○13番（堀田あけみ議員） ただ、高齢者の方って資格を取ってまで思っていない人も多いので、できるだけ簡易なやり方で考えていただければいいかなと思います。最後に、フレイル事業の福祉介護予防医療の連携に向けた事業としてこれから広げていくべきだと思っております。フレイルサポーターはリハビリも含む介護人材として坂井広域連合の独自のフレイルの形、坂井広域連合の本当の独自のフレイルの形、組織を作っているのもいいのではないかと思います。そういうことを期待しています。以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺竜彦） 以上で一般質問を終結いたします。

◇議案第15号から議案第20号の質疑、討論、採決◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第7、議案第15号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第15号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第15号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第8、議案第16号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第16号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立多数です。議案第16号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第9、議案第17号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第17号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立多数です。したがって、議案第17号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第10、議案第18号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第18号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第18号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第11、議案第19号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。議案第19号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第12、議案第20号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。これより、議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第20号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（渡辺竜彦） 広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。特に、令和2年度決算をはじめ、提出いたしました議案すべてをご承認

いただき、心から感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。最後になりますが、暦の上では秋とはいえ、まだまだ暑い日が続きます。議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） これをもちまして、第71回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

[一同起立・礼]

午後5時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員